

改正

平成25年12月27日 条例第38号

平成31年 3 月25日 条例第14号

岩国市道の駅ピュアラインにしき条例

(目的及び設置)

第1条 農山漁村における農林水産物等の展示販売とこれらの産物を活用した料理の提供、観光・イベント情報案内等の地域情報の受発信及び漁業体験学習等を通じて、都市と農山漁村の交流を促進し、地域産業の振興及び雇用の場の確保を図ることを目的として、道の駅ピュアラインにしき（以下「道の駅」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 道の駅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
道の駅「ピュアラインにしき」	岩国市錦町府谷119番地

(事業)

第3条 道の駅は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 農林水畜産物等の展示販売並びにこれらの産物を活用した特産品の開発、加工及び販売に関すること。
- (2) 地域食材を活用した郷土料理の研究及び提供に関すること。
- (3) 都市と農村の交流、消費宣伝及び各種イベントの企画構成に関すること。
- (4) 農林水畜産物等の加工体験をとおした都市住民と地域住民との交流に関すること。
- (5) その他第1条に定める目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(利用の許可)

第4条 道の駅を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(利用の制限)

第5条 市長は、前条の許可を受けようとする者の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 道の駅の施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、道の駅の管理上支障があると認められるとき。

(使用料)

第6条 道の駅を利用する者（以下「利用者」という。）は、許可と同時に別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、公用又は公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除

することができる。

- 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（目的外利用等の禁止）

第7条 利用者は、許可を受けた目的以外に利用し、又はその利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（利用許可の取消し等）

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は管理上必要があると認めるときは、その利用の許可を取り消し、若しくは許可の内容を変更し、又はその利用を停止し、若しくは利用条件を変更することができる。

（1） この条例に違反したとき。

（2） 許可を受けた利用の条件に違反したとき。

（3） 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

（4） 前3号に掲げる場合のほか、道の駅の管理上特に必要があると認められるとき。

- 2 前項の規定による処分により、利用者が損害を受けることがあっても、市は、その損害の賠償の責めを負わない。

（原状回復の義務）

第9条 道の駅の利用者は、施設の利用が終わったとき、又は前条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、その利用した施設、附属設備、器具等を速やかに原状に回復しなければならない。

（損害賠償の義務）

第10条 故意又は過失により、道の駅の施設、附属設備、器具等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が利用者の責めに帰すことができない特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（指定管理者による管理）

第11条 市長は、道の駅の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

- 2 前項の規定により指定管理者による管理を指定管理者に行わせる場合において、第4条、第5条及び第8条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替え、同条第2項中「市」の次に「及び指定管理者」を加える。

（指定管理者が行う業務）

第12条 前条の規定により管理を行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

（1） 道の駅の利用許可に関する業務

（2） 道の駅の利用料金に関する業務

（3） 第3条に規定する事業の実施に関する業務

（4） 道の駅の施設、設備等の維持管理に関する業務

（5） 前各号に掲げるもののほか、第1条に定める目的を達成するために必要な業務

（利用料金）

第13条 第11条第1項の規定により指定管理者による管理を行う場合において、市長が道の駅の管理運営上必要があると認めるときは、第6条の規定にかかわらず、指定管理者は利用者から道の駅の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を徴収することができるものとする。この場合において、第6条の規定は、適用しないものとする。

2 前項に規定する利用料金は、許可と同時に前納しなければならない。ただし、指定管理者が、あらかじめ市長が定める基準に従い後納を認めるときは、この限りでない。

3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

5 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い特に必要があると認められるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から別に定める指定管理者の指定の期間の始期の日（以下「指定管理の開始日」という。）までの間における道の駅（市長が管理することとした場合を除く。）の管理（利用料金に係る規定を含む。）については、合併前の錦町総合交流道の駅の設置及び管理に関する条例（平成9年錦町条例第15号。以下「合併前の条例」という。）の例による。ただし、施行日前に合併前の条例の規定により指定管理者による管理を行っている場合は、この限りでない。

3 施行日前に、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。この場合において、合併前の条例の規定によりなされた利用の許可のうち指定管理者が管理することとした場合における処分（指定管理の開始日以後の利用に限る。）については、この条例の相当規定により指定管理者が許可したものとみなす。

4 施行日前に、合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、合併前の条例の例による。

附 則（平成25年12月27日条例第38号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（使用料等の額に関する経過措置）

2 施設の利用その他の行為（以下「利用等」という。）を行おうとする者が、利用等に係る使用料、利用料金、占用料、手数料等（以下「使用料等」という。）をこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に納付している場合において、施行日以後に当

該使用料等の納付に係る施設の利用等を行うときは、当該利用等に係る使用料等の額については、この条例による改正前の使用料等の額とする。

（回数券及び回数乗車券の使用に関する経過措置）

- 3 施行日前に発行された回数券及び回数乗車券については、施行日以後も引き続き使用することができる。

（定期駐車券及び定期乗車券の使用に関する経過措置）

- 4 施行日前に発行された定期駐車券及び定期乗車券であって、その有効期間又は通用期間が施行日以後に及ぶものについては、施行日以後も引き続き使用することができる。

附 則（平成31年 3 月 25 日 条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例中第 1 条の規定は平成31年 6 月 1 日から、第 2 条の規定は同年10月 1 日から施行する。

（使用料等の額に関する経過措置）

- 2 道の駅ピュアラインにしき（以下「道の駅」という。）を利用しようとする者が、利用に係る使用料又は利用料金（以下「使用料等」という。）を第 2 条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）前に納付している場合において、施行日以後に当該使用料等の納付に係る道の駅の利用を行うときは、当該利用に係る使用料等の額については、この条例による改正前の使用料等の額とする。

別表（第 6 条、第13条関係）

使用料、利用料金

区分	金額
研修室	1 回1, 040円以上10, 470円以下
情報ステーション	1 回1, 040円以上10, 470円以下
多目的室	1 室当たり 1 回1, 040円以上10, 470円以下

備考 第 6 条第 1 項の規定により使用料を徴収する場合における金額は、この表に定める金額の範囲内において、市長が定める。